

富田まちなみ環境整備事業補助金交付要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市補助金交付規則（高槻市規則第290号）に定めるもののほか、富田まちなみ環境整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、富田らしい歴史と趣のあるまちなみの再創出及び地域が主体となったまちづくり活動に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することにより、富田地区の魅力向上、交流人口の増加及び地区住民の愛着心の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歴史資源 歴史ある神社仏閣、伝統的な製法を受け継ぐ造り酒屋、昔ながらの町家など、地区の歴史や文化として継承すべきものをいう。
- (2) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (3) 工作物 高槻市景観条例（平成21年条例第8号）第2条第2号に規定する工作物をいう。
- (4) 屋外広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (5) 建築物等 建築物、工作物、屋外広告物をいう。
- (6) 修景 富田らしい歴史と趣のあるまちなみの再創出に向け、建築物等の外観を整備することをいう。

第2章 建築物等の修景に係る補助金

(補助対象者、補助事業及び補助対象経費)

第4条 建築物等の修景に係る補助金（以下「修景補助金」という。）の交付の対象となる者は、別図に示す鉄道駅と歴史資源を結ぶ経路（以下「対象経路」という。）に面する建築物等の修景を行う当該建築物等の所有者又は所有者の同意を得た占有者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。

(2) 暴力団員 暴対法第 2 条第 6 号に規定する「暴力団員」をいう。

(3) 暴力団密接関係者 大阪府暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。

2 修景補助金の交付の対象となる事業（以下「修景補助事業」という。）は、建築物等の新築、増築、改築、外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更のうち、対象経路に面する部分の修景を伴うものであって、第 8 条第 3 項に規定する通知を受けたものとする。

3 修景補助金の対象となる経費（以下「修景補助対象経費」という。）は、修景補助事業に要する経費のうち、対象経路に面する部分に係るものであって、別表に示す修景基準に適合するものとして認められる材料費を含む工事費とする。ただし、消費税等相当額は、補助対象経費から除く。

4 過去に修景補助金の交付を受けた建築物等については、修景補助事業により取得し、又は効用の増した部分について、交付を受けようとする年度から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する期間（以下「耐用年数」という。）又は 10 年のいずれか短い期間中、修景補助対象経費から除くものとする。ただし、災害等により建築物等が損傷した場合については、この限りでない。

（補助金の交付額）

第 5 条 修景補助金の交付額は、予算の範囲内において、修景補助対象経費の 10 分の 5 に相当する額とする。ただし、その額が次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる上限額を超えるときは、その額とする。

区分	上限額	
建築物	別表に示す修景基準の項目全てを満たすもの	3,000,000 円
	別表に示す修景基準の項目のうち、色彩項目を満たし、かつ、これ以外の 1 つ以上の項目を満たすもの	1,000,000 円
工作物	1,000,000 円	
屋外広告物	300,000 円	

2 前項の規定により算出した額の合計額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

3 市長は、交付申請の総額が当該補助金に係る予算額を超えるときは、修景補助金の額を調整し又は交付をしないことができる。

4 過去に修景補助金の交付を受けた建築物等については、修景補助事業により取得し、又は効用の増した部分の耐用年数又は 10 年のいずれか短い期間中、第 1 項の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる額から過去に交付を受けた額を差し引いた額を上限とする。ただし、災害等により建築物等が損傷した場合については、この限りでない。

第3章 まちづくり活動に係る補助金

(補助対象者、補助事業及び補助対象経費)

第6条 まちづくり活動に係る補助金（以下「団体補助金」という。）の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 構成員の半数以上が市内に住所を有し、又は通学、通勤していること。
- (2) 規約又は会則等を定め、自主的な活動を1年以上継続していること。
- (3) 富田地区の歴史資源を活かしたまちづくりに取り組んでいること。

2 前項の規定については、第4条第1項ただし書の規定を準用する。

3 団体補助金の交付の対象となる事業（以下「団体補助事業」という。）は、富田らしい歴史と趣のあるまちなみの再創出を目的とし、申請年度内に完了するものであって、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 勉強会、視察会等
- (2) 調査・研究
- (3) 周知啓発
- (4) 修景・美化
- (5) その他市長が必要と認める活動

4 団体補助金の対象となる経費（以下「団体補助対象経費」という。）は、団体補助事業に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 印刷製本費
- (4) 広告宣伝費
- (5) 通信運搬費
- (6) 施設使用料
- (7) 消耗品費
- (8) 保険料
- (9) その他市長が必要と認める経費

(補助金の交付額)

第7条 団体補助金の交付額は、予算の範囲内において、団体補助対象経費の10分の8に相当する額（その額が100,000円を超えるときは、100,000円）とする。

2 前項に定めるもののほか、団体補助金の交付額については第5条第2項、第3項の規定を準用する。

第4章 交付手続

(計画承認)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）のうち、建築

物等の修景を行う者は、工事着手前に富田まちなみ環境整備事業計画（変更）承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 誓約書（様式第1号の2）
 - (2) 工事見積書
 - (3) 設計図書（工事見積書で内容を確認できる場合を除く。）
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る内容が次の各号に適合すると認めるときは、富田まちなみ環境整備事業計画（変更）承認通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。ただし、当該通知は補助金の交付を担保するものではない。
 - (1) 法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）に違反していないこと。
 - (2) 別表に示す修景基準に適合していること。
- 4 市長は、前項に規定する通知を行う場合において、必要があると認めるときは、これに条件を付することができるものとする。
- 5 申請者のうち第1項に規定する者は、第3項の通知を受け取った後に工事に着手するものとする。
- 6 第3項の通知を受けた者は、第1項に規定する申請の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ、富田まちなみ環境整備事業計画（変更）承認申請書（様式第1号）に、第2項に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 7 前項に規定する変更については、第3項及び第5項の規定を準用する。

（交付申請）

第9条 申請者は、富田まちなみ環境整備事業補助金交付申請書（様式第3号）を、修景補助事業にあつては事業完了後、団体補助事業にあつては事業実施前であつて、市長が別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

区分	必要書類
修景補助金	(1) 要件確認申立書（様式第4号） (2) 工事見積書 (3) 設計図書（工事見積書で内容を確認できる場合を除く。） (4) 高槻市における市税の完納証明書 (5) 計画（変更）承認通知書（様式第2号）の写し (6) 補助対象経費の支出を確認できる領収書の写し等 (7) その他市長が必要と認める書類

団体補助金	(1) 要件確認申立書（様式第 4 号） (2) 富田まちなみ環境整備事業計画書（様式第 5 号） (3) 団体の規約又は会則等の写し (4) その他市長が必要と認める書類
-------	---

- 3 第 1 項の申請は、建築物等又は団体ごとに 1 年度につき 1 回とする。
- 4 第 1 項の申請のうち、団体補助金に係るものにあつては、同一の団体補助事業につき 3 回までとし、市長が必要と認める場合に限るものとする。

（交付決定）

第 10 条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、次に掲げる事項について調査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

- (1) 法令等に違反していないこと。
 - (2) 予算の範囲内であること。
 - (3) 修景補助事業又は団体補助事業（以下「補助事業」という。）の目的及び内容が適正であること。
 - (4) 修景補助対象経費又は団体補助対象経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額の算定に誤りがないこと。
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。
 - 3 市長は、第 1 項の調査の結果、補助金を交付することが不適當であると認めたときは、速やかに補助金を交付しない旨の決定をするものとする。
 - 4 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があつた日から 30 日以内に、当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（補助金交付の条件）

第 11 条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は当該事業の内容の変更（第 14 条第 1 項各号に定めるものを除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対し報告を求め、又は市職員に当該補助事業者の事務所等に

立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めるときは、これに協力すること。

(5) 関係法令等及びこの要綱を遵守すること。

- 2 市長は、補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部を市に返還すべき旨の条件を付することができる。
- 3 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要がある場合には、前2項に定める条件のほか必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第12条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、富田まちなみ環境整備事業補助金交付決定通知書(様式第6号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、富田まちなみ環境整備事業補助金不交付決定通知書(様式第7号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第13条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に限り、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の申請の取下げは、富田まちなみ環境整備事業補助金交付申請取下書(様式第8号)を市長に提出することにより行わなければならない。
- 3 第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の変更等)

第14条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は当該事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ富田まちなみ環境整備事業補助金変更承認申請書(様式第9号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げるものであって、補助事業の目的に変更がないものについては、この限りでない。

- (1) 交付決定を受けた内容を同等のものに変更するものであって、補助対象経費の額が変更とならないもの
 - (2) 補助対象経費の配分を変更するものであって、補助金交付決定額が変更とならないもの
- 2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ富田まちなみ環境整備事業補助金中止・廃止承認申請書(様式第10号)を市長に提

出し、その承認を受けなければならない。

- 3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を文書で市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定により承認をしたときは、当該補助事業者に係る補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。この場合において、市長は、補助事業の変更等に伴う富田まちなみ環境整備事業補助金交付決定取消・変更通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

- 第15条** 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 市長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）
 - 3 市長は、第1項の規定による取消し又は変更を行ったときは、事情変更による富田まちなみ環境整備事業補助金交付決定取消・変更通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の適正な遂行）

- 第16条** 補助事業者は、法令等の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、いやしくも補助金の他の用途への使用をしてはならない。

（立入検査等）

- 第17条** 市長は、補助金の適正な執行を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

- 2 補助事業者は、市長の請求に基づき、補助事業の遂行の状況について報告しなければならない。

(事業遂行等の指示)

第 18 条 市長は、補助事業者が提出した報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう必要な指示することができる。

- 2 市長は、補助事業者が前項の指示に従わないときは、当該補助事業の遂行の一時停止を指示することができる。
- 3 市長は、前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を指示する場合においては、当該補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までに補助事業者がとらないときは、第 24 条第 1 項第 4 号の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を当該補助事業者に告知するものとする。

(実績報告)

第 19 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）から 2 月以内、かつ、補助金の交付の決定に係る市の会計年度の末日までに、富田まちなみ環境整備事業補助金実績報告書（様式第 13 号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、修景補助事業については、第 9 条に規定する交付申請書の提出をもって、当該実績報告書を提出したものとみなす。

- (1) 補助事業の収支決算書又はこれに相当する書類
- (2) 補助事業の成果を記載した書類（完成写真など、補助事業の効果を検証できるもの）
- (3) 補助対象経費の支出を確認できる領収書の写し等
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第 20 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、富田まちなみ環境整備事業補助金額確定通知書（様式第 14 号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による補助金の額の確定は、前条の規定による実績報告に基づき算出された額と、第 10 条第 1 項の規定による補助金の交付決定額（第 14 条第 4 項又は

第 15 条第 1 項の規定により変更した場合は、当該変更後の額とする。)とのいずれか低い額をもって行う。

- 3 前 2 項の規定については、修景補助事業の場合、第 10 条に規定する交付決定をもって交付すべき補助金の額を確定し、第 12 条第 1 項に規定する通知をもって当該確定通知をしたものとみなす。

(是正のための措置)

第 21 条 市長は、第 19 条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるよう当該補助事業者に対して指示することができる。

- 2 前 2 条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の交付)

第 22 条 市長は、第 20 条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、富田まちなみ環境整備事業補助金交付請求書(様式第 15 号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項及び次条第 2 項の交付請求書を受けた日から 30 日以内に補助金を交付するものとする。

(概算払)

第 23 条 市長は、前条第 1 項の規定にかかわらず、団体補助金については、補助事業の完了前に、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、第 12 条第 1 項の規定による通知を受けた後、富田まちなみ環境整備事業補助金交付請求書(様式第 15 号)を市長に提出しなければならない。
- 3 概算払により補助金の交付を受けた補助事業者は、第 20 条第 1 項の規定による通知を受けたときは、富田まちなみ環境整備事業補助金精算書(様式第 16 号)を市長に提出しなければならない。ただし、第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる収支決算書その他これに類する書類に精算金額が記載され、かつ、当該精算金額と第 20 条第 1 項の規定による補助金の確定額とに相違がないときは、当該収支決算書等の提出をもって、富田まちなみ環境整備事業補助金精算書を提出したものとみなす。

(決定の取消)

第 24 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 第 11 条の規定に基づく条件に違反したとき。
 - (4) 第 18 条又は第 21 条第 1 項の規定に基づく市長の指示に従わなかったとき。
 - (5) 正当な理由がなく第 19 条の規定による実績報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (6) 第 28 条第 2 項の規定に違反したとき。
 - (7) 補助事業者の責めに帰すべき事情により、当該補助事業の適正な履行が行われないと認められるとき。
 - (8) 第 4 条第 1 項各号のいずれかに該当すること若しくは該当していたことが判明したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第 1 項の規定による取消しをしたときは、富田まちなみ環境整備事業補助金交付決定取消通知書(様式第 17 号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第 25 条** 補助事業者は、第 14 条第 4 項、第 15 条第 1 項又は前条第 1 項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、市長が定める期日までに、当該補助金の額を返還しなければならない。
- 2 補助事業者は、第 20 条の規定により補助金の額が確定した場合において、既にその確定額を超える補助金の交付を受けているときは、市長が定める期日までに、当該確定額を超える部分に相当する補助金の額を返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

- 第 26 条** 補助事業者は、第 24 条第 1 項の規定による取消しにより、補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100 円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)につき、年 7.3 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 2 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を求められた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を求められた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を求められた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第 1 項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を求められた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を求められた補助金の額に充てられたものとする。

- 4 補助事業者は、第1項に定める場合を除き、補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 5 市長は、補助事業者が第1項又は前項の規定により補助金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(理由の提示)

第27条 市長は、補助金の交付の決定の取消し、補助事業の遂行若しくは一時停止の指示又は補助事業の是正のための措置の指示をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示すものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第28条 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 修景補助金の交付を受けた補助事業者は、取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ取得財産の処分承認申請書（様式第18号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業者が第11条第2項の規定による条件に基づき補助金の全部に相当する額を市に返還した場合並びに補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して耐用年数又は10年のいずれか短い期間を経過した場合は、この限りでない。
- 3 市長は、次に掲げる場合には、前項の規定による取得財産の処分の承認をするものとする。この場合において、市長は、速やかに取得財産の処分承認書（様式第19号）により当該補助事業者に通知するものとする。
 - (1) 災害等により補助事業者の責めに帰することのできない理由により、当該財産が毀損又は滅失したとき。
 - (2) 前号に定めるもののほか市長がやむを得ない事情があると認めるとき。

(関係書類の整備)

第29条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第20条の規定による補助金額確定通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(雑則)

第30条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は所管

部長が定める。

附則

第1条 この要綱は、平成27年8月25日から施行する。

第2条 この要綱は、その施行の日から5年以内に検討を加え、その結果に基づいて
所要の措置を講ずるものとする。

附則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。